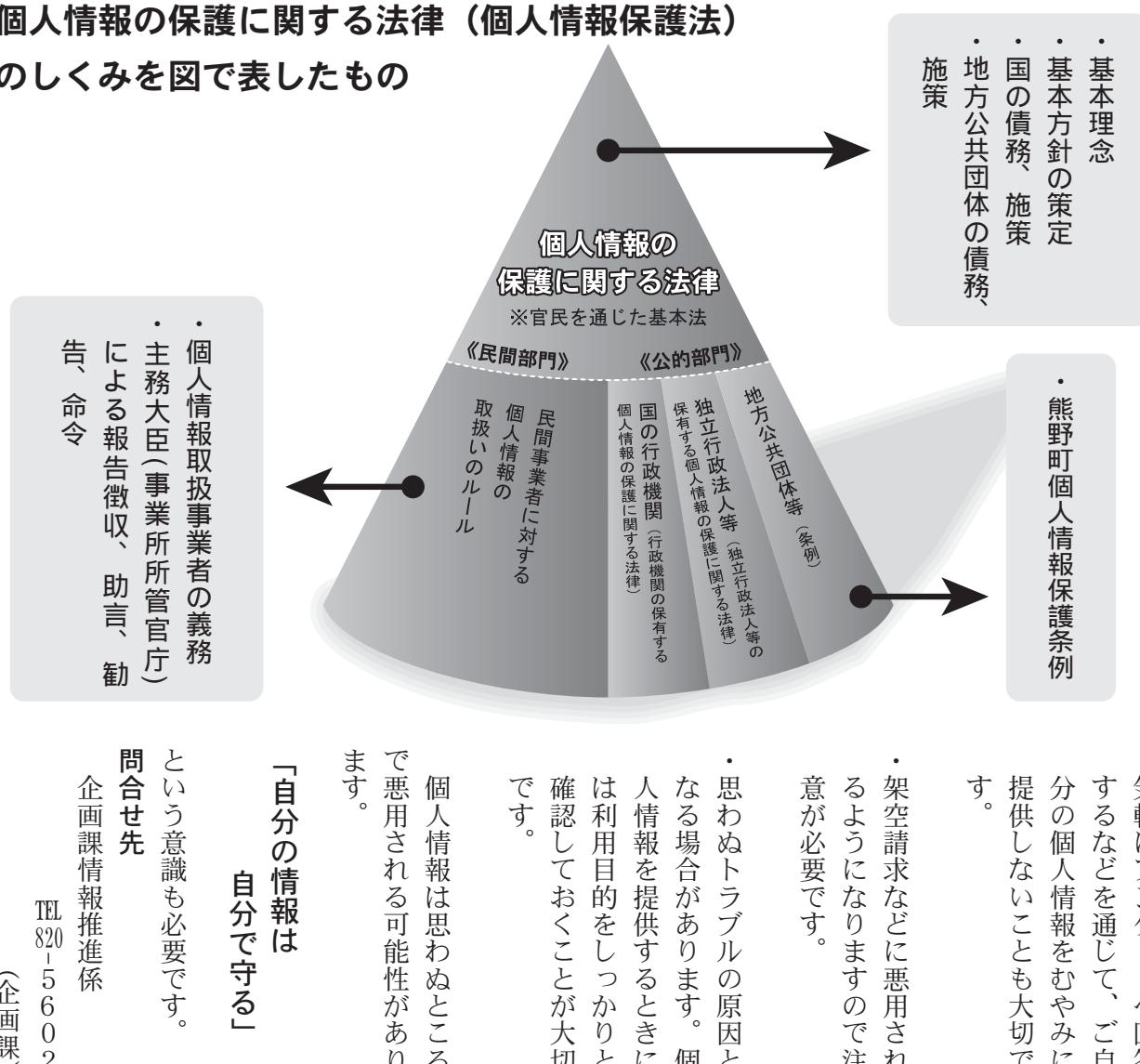


個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） のしくみを図で表したもの



町長に平本芳之氏、 町議会議員には藤本哲智氏が 当選されました



当選証書を付与される平本氏

任期満了に伴う熊野町長選挙及び、欠員1名を選出する熊野町議会議員補欠選挙が、3月29日(火)に告示され、それぞれ立候補の受付を行いました。

その結果、両選挙とも届出者が他にいなかつたため、無投票での当選が決まり、4月4日(月)にお二人に当選証書が付与されました。

平本町長は3期目、藤本議員は初当選となります。

選挙管理委員会
(総務課)

4月1日から全面施行

個人情報保護法

「個人情報保護法」とは？

4月から全面施行された「個人情報保護法」とは、

官民を通じた基本法の部分と、民間の個人情報取扱事

業者に対する個人情報の取り扱いの部分から構成されています（左ページ図参照）。

民間部門は、民間の個人情報取扱事業者（個人情報5千件保有業者）の個人情報の取り扱いについて、共

通する必要最小限の様々な義務と対応を定められたもの

です。

基本的には本人である個人の権利を定める法律ではなく、企業が守らなければならぬ義務を定めるという性格を持っています。

これは、個人情報についてルールを定め、事業等の分野の実情に応じ、自立的に取り組むことを重視し定められているものです。

そこで、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が平成15年5月に公布され、このたび4月1日から全面施行されました。

町の役割は？

個人情報に関する苦情は、まずその事業者に申し出でいただきますが、町も苦情

相談窓口を設けて相談を受けるようになっています。

また、町が保有する町民の皆さまの個人情報を守るために既に、「熊野町個人情報保護条例」が平成13年6月1日から施行しています。

町では町民の皆さまの個人情報をさまざまなかたちで保有しています。情報化の進展によつて、これらの情報を短時間で大量に処理する

ことができるようになり、

町民の皆さんができることとは？

皆さんのが大切な個人情報を保護し、かつ、町政の適正な運営を図ることを目的としています。この条例は個人情報の適正な取り扱いに関するとともに、町が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、町政の適正な運営を図ることを目的としています。

「個人情報」とは？

個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人が識別され、又は識別され得るものといいます。

住民サービスの向上に役立つている反面、その取り扱いによつてはプライバシーなど個人の権利や利益を侵害する怖れもあります。

この条例は個人情報の適正な取り扱いに関するとともに、町が保有する個人情報の開示